エディオンネット契約約款

第１章　総則

（取扱いの準則）

第１条　株式会社エディオン（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法その他の法令の規定に基づきエディオンネット契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これによりエディオンネットサービス（以下「エディオンネット」といいます。）を契約者に提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

（用語の定義）

第２条　本約款で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機器、器具、線路その他の電気的設備
電気通信回線設備	電気通信における送受信等を行うための伝送路設備、交換設備とこれらの付属設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
ＩＰ通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
契約者回線	ＩＰ通信網を使用して通信を行うための電気通信回線
加入者回線	当社もしくは他社とのＩＰ通信網契約に基づいてＩＰ通信網サービス取扱所に設置される交換設備等と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
自営端末設備	ＩＰ通信網契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
技術基準等	端末設備規則（昭和６０年郵政省令第３１号）及び端末設備の接続の技術的条件
インターネット接続サービス	契約者回線を介して当社が保有または指定する契約者共用の電気通信設備を経由して契約者にインターネットの利用を提供するサービス
接続サービスプラン	インターネット接続サービスまたは契約者回線とインターネット接続サービスを一体化して提供するサービスの品目
ＡＳＰサービス	アプリケーションソフトや映像コンテンツ等をインターネット経由で提供するサービス
ＡＳＰサービスプラン	ＡＳＰサービスを提供するサービスの品目
サービスプラン	接続サービスプランおよびＡＳＰサービスプラン
エディオンネット	当社が提供するインターネット接続サービス、アクセス回線サービス、ＡＳＰサービス、その他インターネット関連サービスの総称
契約者	当社と会員契約している者
利用契約	本約款に基づきエディオンネットの提供を受けるための契約
電気通信事業者	電気通信事業法第９条の登録を受けた者または第 16 条第１項の届出を行った者
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者

（本約款の変更）
第３条　当社は、以下の場合に、当社の裁量により本約款を変更できるものとします。
①本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
②本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
２　当社は、前項第２号による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日までに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日を、事前に相応の期間をもって当社のホームページ（https://www.enjoy.jp）、店頭配布物、掲示などで通知します。
３　本約款の変更内容が、電気通信事業法施行規則第 22 条の２の４第１項に掲げる事項である場合は、個別に通知する方法または当社のホームページ（https://www.enjoy.jp）に掲載する方法により説明します。

（エディオンネットの種類）
第４条　エディオンネットの種類は、別記記載のとおりとします。

（提供区域）
第５条　エディオンネットを提供する区域は、日本国内とします。

第２章　利用契約

（利用契約の単位）
第６条　エディオンネットの利用契約の単位は、契約者が使用する識別符号（お客様ＩＤ等）毎に締結します。

（利用申込）
第７条　エディオンネットの利用申込を行える方は、成年者の方のみとします。
２　エディオンネットの利用申込を行う方は、本約款および関連規定の内容を承諾したうえで当社が指定する契約申込書に次の事項を記載して申し込むものとします（オンラインサインアップにより行う場合を含む）。その際当社は、自署捺印と運転免許証その他の公的機関が発行する身分証明書の提示、またはその写しの提出等を求めることができるものとします。
（１）利用申込を行う方の氏名および住所（所在地）
（２）サービスプランの種類
（３）その他、エディオンネットの提供に必要な事項

（利用契約数の制限）
第８条　利用契約数は、１人の契約者に対し２つを上限とします。ただし、当社が別途定める利用条件等をみたした場合には、３つ以上の利用契約を認めることがあるものとします。また、次の場合においても利用契約数制限の対象として同様に取り扱うものとします。
（１）契約者が異なる場合においても料金等が同一の決済となる利用契約
（２）契約者が異なる場合においても契約者住所が同一となる利用契約

（接続サービスプランの同時利用）
第９条　契約者は、１つの利用契約で接続サービスプランを組み合わせて利用できるものとします。ただし、利用が可能な組み合わせは当社が別途指定するものに限ります。

（利用申込の承諾）
第 10 条　当社は、エディオンネットに係る利用申込を承諾したときは、契約者が使用する識別符号（お客様ＩＤ等）を通知するものとし、当該通知をもって利用契約が成立するものとし、本約款は、契約者がエディオンネットを利用するにあたり適用されるものとします。ただし、当該通知が行われていない場合でもエディオンネットの利用が可能になった場合は、その利用が可能になった時点で契約が成立するものとします。

２　当社は、申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合には利用申込を承諾しないことがあります。
（１）当社の提供する他のサービスの料金、遅延損害金等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき
（２）過去に不正使用等により会員契約（その他当社が提供する商品の売買契約およびサービス利用契約を含みます。）の解除またはエディオンネット（その他当社が提供するサービスを含みます。）の利用を停止されていることが判明したとき
（３）エディオンネットの利用申込書に虚偽の記載をしたとき
（４）その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でないと判断したとき
３　前項の規定によりエディオンネットの利用申込を拒絶した場合、当社は申込者に対しその旨を通知します。ただし、申込者と郵便・電子メール等で連絡が取れない場合はこの限りではありません。

（最低利用期間）
第 11 条　サービスプランの最低利用期間は、サービスプランの種類に応じて別記で定めます。起算日は、第 24 条（エディオンネットの課金開始日）に定める課金開始日とします。

（契約期間）
第 12 条　サービスプランの契約期間は、サービスプランの種類に応じて別記で定めます。起算日は、第 24 条（エディオンネットの課金開始日）に定める課金開始日とします。

（契約事項の変更等）
第 13 条　契約者は、その氏名・商号・代表者・住所・支払方法等に変更があったときは、速やかに当社の指定する方法によりその旨を届け出るものとします。
２　契約者がサービスプランの種類を変更または追加をするときは、当社の指定する方法にて申込みを行うものとします。
３　契約者がエディオンネットの休止を希望する場合は、当社の指定する方法にて申込みを行うものとします。
４　契約者が本条に定める変更届もしくは申込みを怠り、または誤った届出等をしたことにより不利益を被った場合には、当社は一切その責任を負いません。

（サービス利用権の譲渡）
第 13 条の２　エディオンネットのサービス利用権を譲渡する場合は、サービス利用権を譲り渡そうとする者（以下「譲渡人」といいます。）およびサービス利用権を譲り受けようとする者（以下「譲受人」といいます。）が連署した当社指定の書面により申し込むものとします。ただし、譲受人は譲渡人の配偶者、元配偶者または一親等の親族であることを条件とします。
２　前項の場合において当社は、譲渡人および譲受人に必要事項を確認するため、当社が別途指定する証明書類等を提出していただきます。
３　当社は、前２項による申し込みがあったときは、以下の各号の一に該当する場合を除きこれを承諾します。
（１）エディオンネットの提供上、不可欠となる電気通信サービスの提供事業者がサービス利用権の譲渡を承諾しないとき
（２）譲受人が、第 10 条（利用申込の承諾）第２項に該当するとき
（３）譲受人がすでにエディオンネットの契約者であり、新たにサービス利用権の譲渡を受けることで第８条（利用契約数の制限）に規定する利用契約数の限度を超えるなど、別に定める基準に抵触するとき
４　譲受人は、譲渡人の有していた一切の権利および義務を免責的に承継するものとします。

（地位の承継）
第 13 条の３　相続または法人の合併もしくは会社分割により契約者の地位の包括的な承継（以下「相続等」といいます。）があった場合は、相続人、合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人または分割により事業を承継する法人（以下「相続人等」といいます。）は、承継日を初日として 14 日以内に、当社の指定する方法によりその旨を届け出るものとします。

２　前項の場合において当社は、相続人等に必要事項を確認するため、以下の証明書類その他当社が別途指定する証明書類を提出していただきます。
（１）相続等があったことを証する書類
（２）契約者たる地位が相続により承継された場合において、相続人が複数でありそのうち１人を承継者とするときは、そのことを証する書類
３　当社は、前２項による申し込みがあった場合は、これを承諾するものとします。ただし、以下の各号の一に該当するときは、当社は当該承諾をせず、直ちに本契約を解除することができるものとします。
（１）承継日を初日として 14 日以内にその旨を届け出なかったとき。ただし、当社よりこれについて事前の承諾を得たときを除く。
（２）エディオンネットの提供上、不可欠となる電気通信サービスの提供事業者がサービス利用権の譲渡を承諾しないとき
（３）相続人等が、第 10 条（利用申込の承諾）第２項に該当するとき
（４）相続人等がすでにエディオンネットの契約者であり、新たに契約者の地位を承継されることで第８条（利用契約数の制限）に規定する利用契約数の限度を超えるなど、別に定める基準に抵触するとき

（権利譲渡の禁止）
第 14 条　契約者は、本約款の定めによることなく、エディオンネットの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

（当社が行う利用契約の解除）
第15条　当社は、第29条（提供の停止、禁止行為）の規定によりエディオンネットの利用を停止された契約者が提供の停止期間中にその禁止行為を止めない場合など当社が提供を停止した原因を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。
２　当社は、契約者が第29条（提供の停止、禁止行為）第１項各号のいずれかに該当する行為を行い、その禁止行為が当社の業務の遂行上著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず同条に定める提供の停止をすることなくその利用契約を解除することがあります。
３　クレジットカードが無効になった場合または当社指定の方法により指定期日までに支払われない場合は、その利用契約を解除することがあります。
４　利用契約締結後、一定期間を経過してもなおサービス利用の開始が行われない場合は、その利用契約を全部または一部を解除することがあります。
５　当社は、前各項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、第３項および前項に規定する場合、契約者本人と郵便・電子メール等で連絡が取れない場合はこの限りではありません。

（契約者が行う利用契約の解除）
第16条　契約者は、利用契約を解除しようとするときは、当社の指定する方法によりその旨を当社に通知するものとします。
２　第18条（サービスの廃止）第１項の規定により特定の品目のサービスが廃止されたときは、当該廃止の日に当該品目に係る利用契約が解除されたものとします。ただし、同条第３項の規定によりエディオンネットの種類に変更があった場合はこの限りではありません。

（契約者が行う初期契約解除）
第17条　契約者は、別記２の接続サービスプランについて、その利用契約締結後に当社が契約内容を記載して交付した書面を受領した日を初日として８日以内にかぎり当社所定の窓口に申し出ることにより別記６の６－２に定めるプラン契約解除料および別記７の７－４に定める違約金ならびに別記８に定める解約料を請求されることなく契約（端末も同時にご購入された場合、当該ご購入にかかる売買契約は含まれません。）を解除することができます。ただし、別記４の４－１に定める利用登録料および契約解除日までに利用した利用料金ならびに別に定める工事に関する費用については、当社に支払わなければならないものとします。

（サービスの廃止）
第18条　当社は、都合によりエディオンネットの全部または一部を廃止することがあります。
２　当社は、前項の規定によりサービスを廃止する場合は契約者に対し廃止する３ヶ月前迄にその旨を通知します。ただし、提供するサービスに含まれる当社以外の電気通信事業者その他事業者の都合によりサービスを廃止せざるをえない場合はこの限りではありません。
３　契約者は、第１項のサービスの廃止があったときは、当社に請求することにより当該廃止に係る品目のサービスに代えて他の種類または品目のサービスを受けることができます。この場合の当該請求については第13条（契約事項の変更等）の規定を準用します。

（サービス仕様の変更）
第19条　当社は、第３条１項の場合に、エディオンネットのサービス仕様、名称を変更することがあります。
２　当社は、第３条１項第２号によりサービス仕様を変更する場合は、変更する３ヶ月前までに、サービス仕様を変更する旨および変更後の内容とその変更日を、当社のホームページ（https://www.enjoy.jp）、店頭配布物、掲示などで通知します。

第３章　料金等

（料金等）
第20条　エディオンネットの料金等は次の項目からなります。

区分	内容
初期費用	別記４の４－１に定める利用契約締結時の利用登録料
月額料金	①別記４の４－２に定めるサービス基本料 ②別記４の４－３に定める接続サービスプランの利用料金 ③別記４の４－４に定めるエディオンネットＡＳＰサービスプランのＡＳＰ利用料金 ④別記４の４－５に定める付加サービスの料金 ⑤別記９に定めるユニバーサルサービス料 ⑥別記９の２に定める電話リレーサービス料 ⑦別記13 に定める請求書発行手数料 ⑧本約款以外の関連規定に定める料金 ⑨別段の合意により発生する料金
都度料金	①別記６の６－２に定めるプラン契約解除料 ②別記７の７－４に定める違約金 ③別記８に定める解約料 ④別記８の２に定める事業者変更手数料 ⑤別記10 に定めるＥＭ Ｃｈｉｐ再発行手数料 ⑥別記11 に定めるＹＭ Ｃｈｉｐ再発行手数料 ⑦別記12 に定めるコンビニ請求手数料 ⑧別記14 に定める登録内容確認票再発行手数料 ⑨別記15 に定める支払証明書発行に係る証明手数料および支払証明書発行手数料等 ⑩本約款以外の関連規定に定める料金 ⑪別段の合意により発生する料金

（契約者の支払い義務）
第21条　契約者は、エディオンネットの料金等を当社の指定する方法で支払期日までに支払うものとします。この場合の支払金額は、別に定める料金の額に消費税相当額（消費税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額をいいます。以下同じとします。）を加算した額とします。また、料金等の料金

額および算定方法は、当社が別に定めるところによります。なお、支払われたエディオンネットの料金等は、契約解約時にも返却いたしません。

２　エディオンネットの提供の停止等によりエディオンネットを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

（１）契約者は、第29条（提供の停止、禁止行為）によりエディオンネットの提供を停止した場合においても、その期間中の料金の支払いを要します。

（２）契約者は、第30条（提供の中止）によりエディオンネットの提供を中止した場合においても、その期間中の料金の支払いを要します。

（３）契約者は、第31条（通信利用の制限）によりエディオンネットの提供を制限、または中止した場合においても、その期間中の料金の支払いを要します。

（４）契約者は、前４号の定めによるほか、第33条（利用不能の場合における料金等の精算）の規定による場合もしくは別に定める場合を除き、エディオンネットの利用ができなかった期間中の料金の支払いを要します。

（エディオンネットの料金等の請求時期および支払期日）

第22条　当社は、別に定める場合を除きエディオンネットの月額料金を毎月当社の定める日に請求いたします。

２　当社は、別に定める場合を除き初期費用を契約成立後速やかに支払期日を定めて請求いたします。

３　当社は、別に定める場合を除き都度料金を発生後速やかに支払期日を定めて請求いたします。

（遅延損害金）

第23条　契約者は、エディオンネットの料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき、発生当時の法定利率に基づき算出した遅延損害金を当社に支払うものとします。

（エディオンネットの課金開始日）

第24条　エディオンネットの課金開始日は、契約者の利用開始の有無にかかわらず、本サービスの利用が可能となった日以降の当社が別途定める日とします。

（接続サービスプランの課金開始月の利用料金）

第25条　契約者が第７条（利用申込）により接続サービスプランの利用が開始となった課金開始月の料金は、以下の計算式によって算出された額とします。

［利用料金］＝［月額利用料金］÷［課金開始月の月日数］×［課金開始日の翌日から月末までの日数］

（接続サービスプランの種類変更時の月額利用料金）

第26条　契約者が第13条（契約事項の変更等）第２項により接続サービスプランの種類の変更を行った場合、その変更月の月額利用料金は、変更前のサービス種類の月額利用料金を支払うものとします。

（サービスプランの解約月の月額利用料金）

第27条　契約者がサービスプランの利用契約の解除を行った場合、その解除月の月額利用料金は日割計算を行わず１ヶ月分の料金を支払うものとします。

（身体障がい者割引の適用）

第28条　契約者が、身体障害者手帳１級、２級または３級の交付を受けている場合、その身体障害者手帳のコピー等を提出することにより別記５に定める特定の接続サービスプランについて割引を受けることができるものとします。

第４章　提供の停止等

（提供の停止、禁止行為）

第29条　当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、エディオンネットの提供を停止することがあります。

（１）エディオンネットの料金等（他の事業者から債権譲渡もしくは代金回収代行委託を受けて当社が請求する料金を含む）、割増金、または遅延損害金を支払期日が経過してもなお支払わないとき。

（２）以下のいずれかの禁止行為に該当すると当社が判断したとき（ホームページ上でのリンクを含む）。

①第三者もしくは当社の著作権、商標権等の知的財産権への侵害行為またはそのおそれのある行為

②第三者もしくは当社への誹謗、中傷、名誉毀損、プライバシーの侵害行為またはそのおそれのある行為

③第三者もしくは当社に不利益を与える行為またはそのおそれのある行為

④公職選挙法に抵触する行為

⑤公序良俗に反する行為または青少年に悪影響を及ぼす内容を提供する行為

⑥「刑法」、「児童買春、児童ポルノ禁止法」、その他の法令に違反する行為または違反のおそれのある行為

⑦犯罪的行為に結びつく行為またはそのおそれのある行為

⑧各地方自治体が制定する条例に違反する行為またはそのおそれのある行為

⑨無限連鎖講（いわゆるネズミ講）の開設または勧誘を行う行為

⑩当社に無断で通信サービスまたはインターネット接続サービスを提供する行為

⑪ダイレクトメール等により第三者または当社に迷惑を与える行為

⑫電子掲示板、チャット、電子メール等で上記の各項に該当する行為、嫌がらせ、脅迫まがい等の行為

⑬自殺、集団自殺、心中等の助長、誘引、勧誘等を行う行為またはそのおそれのある行為

⑭その他、一般常識（マナー）に反する行為

⑮他の電気通信設備にネットワーク上から違法な侵入行為、または違法な行為を行うおそれのある場合

（３）申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

（４）ウイルスまたはスパイウェア等の原因により契約者のコンピュータやネットワーク機器から第三者へ迷惑メールの送信またはコンピュータやネットワーク機器に不正アクセスを行う等の行為が発生し、当社からのウイルスまたはスパイウェア等の駆除依頼に対して速やかに対処しないとき。

（５）脆弱性あるいは不具合等に起因し契約者のコンピュータやネットワーク機器から第三者もしくは当社のネットワーク機器に対し負荷などの悪影響を及ぼすことのおそれによる当社からの対処依頼に対して速やかに対処しないとき。

（６）前各号の掲げる事項のほか、本約款の規定に違反する行為で当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備に支障を及ぼす行為、または及ぼすおそれのある行為をしたとき。

２　当社は、前項の規定によりエディオンネットの提供を停止しようとするときは、あらかじめその理由、実施期日および実施期間を契約者に通知します。ただし、契約者本人と郵便・電子メール等で連絡が取れない場合および緊急でやむを得ないと当社が判断した場合はこの限りではありません。

（検査）

第29条の２　当社は、契約者回線または加入者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、注意喚起対象者に、その自営端末設備または自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、注意喚起対象者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則第32条第２項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

２　第１項の検査を行う場合、自営端末設備または自営電気通信設備の設置場所に立ち入るときは、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

３　第１項の検査を行った結果、自営端末設備または自営電気通信設備が技術基準および技術的条件に適合していると認められないときは、注意喚起対象者は、その自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

（提供の中止）
第30条　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、エディオンネットの提供を中止することがあります。
（１）当社もしくは電気通信事業者の保有する電気通信設備の保守上または工事上の必要があるとき。
（２）第31条（通信利用の制限）の規定によるとき。
２　当社は、前項の規定によりエディオンネットの提供を中止しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用休止）
第30条の２　契約者は、当社が別に指定する方法により、接続サービスプラン等の利用休止（接続サービスプラン等の利用契約を維持したまま、その接続サービスプラン等を一時的に利用できない状態にすること）の申し込みを行った場合、契約者が利用休止申し入れの日の属する月の翌月１日から、利用休止となります。その場合の適用条件等は、別記18の定めによります。
２　契約者は、別記18に定めるもののほか、次の場合には利用休止の申し込みを行うことができません。
①利用休止を申し込む接続サービスプランが最低利用期間内である場合
②契約者が、第29条（提供の停止、禁止行為）に基づきエディオンネットの提供が停止されている場合
③エディオンネットＡＳＰサービスが契約中である場合
④付加サービス（ウイルスチェックサービスおよびメール追加サービスを除く）が契約中である場合
⑤エディオンネットの料金等の支払が遅延している場合
３　契約者は、利用休止の間、料金等が以下の通りであることを確認します。
①全休止（別記18 ア適用条件等参照。）の場合、休止期間中の料金等は、一切発生しません。
②接続サービスのみの休止（基本機能は利用可能、別記18 区分イ参照。）の場合、サービス基本料（別記４の４－２参照。）は休止期間中も発生します。
４　当社は、当社が別に指定する方法により契約者から利用再開（利用休止の解除）の申し込みがあった場合は、速やかに接続サービスプラン等の提供の再開を行います。その場合、料金等は、利用再開（利用休止の解除）の申し込みのあった日の属する月から発生します。

（通信利用の制限）
第31条　当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻そうし、通信の全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、エディオンネットの提供を制限、または中止する措置を取ることがあります。

（児童ポルノ画像のブロッキング）
第31条の２　当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、契約者に事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。
２　当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
３　当社は、前２項の措置について、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

第５章　雑則

（個人情報の利用目的）
第32条　当社は、次の各号に掲げる目的で利用契約の履行に際し知り得た契約者の個人情報を利用します。
（１）当社またはエディオングループに関する有益と思われる情報を契約者に提供するため
（２）当社が、サービス向上等の目的で個人情報を分析し、個人を識別できない形式に加工して利用するた

め
（３）当社が、サービスの提供の為に必要な業務を、個人情報を適切に管理するように契約等により義務づけた業務委託先に委託するため
（４）当社、協定事業者または当社と提携する電気通信事業者のサービスを円滑に提供するため
（５）その他、当社の個人情報保護方針（https://www.edion.co.jp/privacy/）に定める利用目的のため

（個人情報の第三者提供）
第32条の２　当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の個人情報を、次の各号に該当する場合を除き、契約者本人以外の第三者に提供しないものとします。
（１）法令に基づく場合
（２）国の機関、地方公共団体またはその委託を受けた者が法令上の事務を遂行することに対し協力が必要な場合であって、本人の同意取得が当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
（３）契約者本人の同意があった場合
（４）当社が協定事業者または当社と連携する電気通信事業者から債権譲渡を受けた料金の適格請求書を発行した場合に、その記載内容について債権譲渡元へ提供する場合

（個人情報の共同利用）
第32条の３　当社は、第32条（個人情報の利用目的）に定める内容を遂行するため、利用契約の履行に際し知り得た個人情報を、当社、協定事業者または提携する電気通信事業者と共同利用する場合があります。
２　共同利用の目的、共同利用する項目、共同利用者の範囲および共同利用の責任者等は、別記17 に定めるとおりとします。

（利用不能の場合における料金等の精算）
第33条　当社は、エディオンネットを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由により、その利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを当社が知った時刻から起算して連続24時間以上利用できなかったときは、契約者の請求に基づき当社は全く利用できない状態を知った時刻から、エディオンネットの利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を24 で除した数（小数点以下端数は切り捨てます）に基本料の月額の60分の１を乗じて得た額を翌月の請求時に基本料から差し引きます。ただし、契約者は当該請求をなし得ることとなった日から90日以内に当該請求をしなかった場合は、その権利を失うものとします。
２　前項の規定にかかわらず、当社以外の電気通信事業者の保有する電気通信回線設備に起因する事由により、契約者によるエディオンネットの利用が全くできない状態となったときは、前項に定める賠償は、当該電気通信事業者より当社が受領する賠償額を限度として行うものとします。

（損害賠償の範囲）
第34条　当社は、エディオンネットの提供に関し、第33条（利用不能の場合における料金等の精算）で規定された場合を除き、契約者に対して何らの責任も負いません。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。
２　契約者が、本規約に違反または不正行為により当社に損害を与えた場合、契約者は当社が被った通常の直接損害を賠償するものとします。
３　契約者が、エディオンネットの利用により第三者（他の利用者を含みます）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

（契約者の義務）
第35条　契約者は、当社から発行されたお客様ＩＤ 等、メールアカウントおよびパスワード管理の責任を負います。お客様ID 等、メールアカウントおよびパスワードを紛失した場合や盗難に遭った場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
２　契約者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則

に従うものとします。
３　エディオンネットから得た情報は、転載、転売、その他の如何なる使用に際しても、著作権者および当社の事前承認を行なうものとします。
４　契約者は、エディオンネットの利用中に何らかの異常を発見した場合には、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

（契約者への通知）
第36条　契約者に対する通知は、当社の判断により以下のいずれかの方法により行うものとします。
（１）当社のエディオンネットホームページに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、全ての契約者に対し通知が完了したものとみなします。
（２）当社が発行した契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスへ当社が送信した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
（３）契約者が利用申込の際、またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物を契約者の住所に発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
（４）その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、当該通知が完了したものとみなします。

（免責）
第37条　第三者が、契約者のお客様ID 等を不正に使用する等の方法で、エディオンネットを不正に利用することにより契約者または第三者に損害を与えた場合、当社はその損害について何らの責任も負わないものとします。
２　当社は、エディオンネットの利用に関する契約者のいかなる請求に対しても、その事由が発生した時から起算して90日を経過した後は応じられません。
３　当社は、エディオンネットの完全な運用に努めますが、やむを得ない事由によるエディオンネットの中断、運用停止などによって契約者に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。
４　当社は、契約者がエディオンネットによって得る情報の正確性、完全性、有用性を保証いたしません。また、エディオンネットの使用により契約者に発生した如何なる損害についても、当社は責任を負いません。
５　エディオンネットの使用により契約者が他の契約者または第三者に損害を与えた場合、契約者の責任において解決するものとし、当社は一切関与致しません。
６　当社は、エディオンネットの提供に関し、契約者に対して本約款に定める以外の如何なる事項にも責任も負いません。

（専属的合意管轄裁判所）
第38条　契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を契約者と当社の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）
第39条　本約款に関する準拠法は、日本法とします。

別記

１　エディオンネット基本機能

ア　メールサービス（電子メールの送受信および閲覧を行えるサービス）機能	１　メールサービスの特定の機能、その信頼性、利用可能性および契約者の要求に応える能力など何らの保証をするものではありません。 ２　メールサービスに必要な電子メールアドレス１つ（接続

	サービスプランが基本コースのものを除く）を契約者に付与します。 ３ メールボックスは、データ容量を１ＧＢとし、メールボックス内のメールデータを保持する最大期間を60日間とします。 ４ 電子メールの送受信が可能なメール１通あたりのデータ容量は、２００ＭＢ以下のものとします。
イ ブログサービス（当社が指定するサイト上で簡易にＷｅｂページの作成が行えるサービス機能） （エンジョイ！ブログ）	１ 利用の開始にあたり、当社が指定する方法により利用登録手続きを行っていただく必要があります。また、その際「エンジョイ！ブログ利用規約」に同意していただく必要があります。 ２ 利用が可能なＷｅｂページの容量は、４ＧＢとします。

２　接続サービスプランの種類もしくはサービスメニューの種類ごとの対応サービス、対応契約者回線、使用する契約者回線および接続方法等

ア　インターネット接続サービスのみを提供する接続サービスプラン等の種類

（１）　タイプ１

接続サービスプランの種類	接続サービスプランの種類もしくはサービスメニューの種類ごとの使用契約者回線等
SoftBank コラボプラン	（ア）左欄の接続サービスプランとあわせて利用契約の締結が必要となるソフトバンク株式会社が提供する電気通信サービス SoftBank 光 SoftBank Ａｉｒ Yahoo!BB 光 with フレッツ Yahoo!BB 光 フレッツコース （イ）モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの
SoftBank コラボプラン（e）	（ア）左欄の接続サービスプランとあわせて利用契約の締結が必要となるソフトバンク株式会社が提供する電気通信サービス SoftBank 光 SoftBank Ａｉｒ （イ）モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの

<table>
<tr><td>ドコモ光コラボプラン</td><td>
<table>
<tr><th>サービスメニュー区分</th><th>契約者回線等</th></tr>
<tr><td>（PPPoE）</td><td>（ア）株式会社ＮＴＴドコモが「ＩＰ通信網サービス契約約款」に基づき提供する次表のサービス（通信速度種別に係る品目が10Gタイプのものを除く）を契約者回線として、ＰＰＰｏＥ接続方式によりインターネット接続を行うもの
ドコモ光戸建タイプＡ/東
ドコモ光戸建タイプＡ/西
ドコモ光マンションタイプＡ/東
ドコモ光マンションタイプＡ/西
（イ）モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの</td></tr>
<tr><td>（IPoE）</td><td>（ア）株式会社ＮＴＴドコモが「ＩＰ通信網サービス契約約款」に基づき提供する次表のサービス（通信速度種別に係る品目が10Gタイプのものを除く）を契約者回線として、ＩＰｏＥ接続方式によりインターネット接続を行うもの
ドコモ光戸建タイプＡ/東
ドコモ光戸建タイプＡ/西
ドコモ光マンションタイプＡ/東
ドコモ光マンションタイプＡ/西
（イ）モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの</td></tr>
<tr><td>（10ギガIPoE）</td><td>（ア）株式会社ＮＴＴドコモが「ＩＰ通信網サービス契約約款」に基づき提供する次表のサービス（通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの）を契約者回線として、ＩＰｏＥ接続方式によりインターネット接続を行うもの
ドコモ光戸建タイプＢ/東
ドコモ光戸建タイプＢ/西
ドコモ光マンションタイプＢ/東
ドコモ光マンションタイプＢ/西
（イ）モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>フレッツプラン光</td><td>
<table>
<tr><td>サービスメニュー区分</td><td>契約者回線等</td></tr>
<tr><td>（PPPoE）</td><td>（ア）ＮＴＴ西日本株式会社およびＮＴＴ東日本株式会社（以下、総称して「ＮＴＴ東西」といいます。別記２において同じとします。）が「ＩＰ通信網サービス契約約款」に基づき提供する通称「フレッツ光」(*2)（以下、別記２において「フレッツ光」といいます。）を契約者回線として、ＰＰＰｏＥ接続方式によりインターネット接続を行うもの
（イ）光コラボレーションモデル（ＮＴＴ東西との「光コラボレーションモデルに関する契約」に基づき卸提供受けた電気通信事業者が提供する契約者回線であって、当社のインターネット接続サービスの利用が可能となるもの。（以下、別記２において「コラボ光」といいます。）を契約者回線として、ＰＰＰｏＥ接続方式によりインターネット接続を行うもの
（ウ）モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの</td></tr>
<tr><td>（IPoE）</td><td>（ア）ＮＴＴ東西が提供する「フレッツ光」(*2)を契約者回線として、ＩＰｏＥ接続方式によりインターネット接続を行うもの
（イ）「コラボ光」を契約者回線として、ＩＰｏＥ接続方式によりインターネット接続を行うもの
（ウ）モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>フレッツプラン光Ｘ</td><td>
<table>
<tr><td>契約者回線等</td></tr>
<tr><td>（ア）ＮＴＴ東西が「ＩＰ通信網サービス契約約款」に基づき提供する通称「フレッツ光クロス」（以下「フレッツ光クロス」といいます。）を契約者回線として、ＩＰｏＥ接続方式によりインターネット接続を行うもの
（イ）「フレッツ光クロス」に相当する「コラボ光」を契約者回線として、ＩＰｏＥ接続方式によりインターネット接続を行うもの</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>フレッツプラン（ＡＤＳＬ）</td><td>（ア）ＮＴＴ東西が「ＩＰ通信網サービス契約約款」に基づき提供する通称「フレッツＡＤＳＬ」（以下、別記２において「フレッツＡＤＳＬ」といいます。）を契約者回線とするもの
（イ）モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの</td></tr>
<tr><td>フレッツプラン（ＩＳＤＮ）</td><td>（ア）ＮＴＴ西日本株式会社が「ＩＰ通信網サービス契約約款」に基づき提供する通称「フレッツＩＳＤＮ」（以下、別記２において「フレッツＩＳＤＮ」といいます。）を契約者回線とするもの
（イ）モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの</td></tr>
</table>

エンジョイ☆コミュファ光	中部テレコミュニケーション株式会社が「光ネットアクセスサービス契約約款（コミュファ光ネット プロバイダ選択型）」に基づき提供する次表のコミュファ光ネットを契約者回線とするもの

サービスメニューの種類	コミュファ光ネットの種類
（ホーム）	ホーム・セレクト１Ｇ
	１Ｇホーム・セレクト
	１Ｇホーム・セレクト 自動更新なし
	300Mホーム・セレクト
	300Mホーム・セレクト 自動更新なし
	１ギガホーム・セレクト
	300メガホーム・セレクト
	ホーム１ギガ・セレクト
	ホーム300・セレクト
	ホーム100・セレクト
（ホーム＋）	ホーム・セレクト10G
	10Gホーム・セレクト ＥＸ
	10Gホーム・セレクト ＥＸ 自動更新なし
	５Ｇホーム・セレクト ＥＸ
	５Ｇホーム・セレクト ＥＸ 自動更新なし
（ホームミニ）	ホーム・セレクト30M
	30Mホーム・セレクト
	30Mホーム・セレクト 自動更新なし
	30メガホーム・セレクト
	ホーム30・セレクト
（マンション）	マンションＦ・セレクト１Ｇ
	マンションＶ・セレクト100M
	マンションＬ・セレクト100M
	１ＧマンションＦ・セレクト
	１ＧマンションＦ・セレクト 自動更新なし
	300MマンションＦ・セレクト
	300MマンションＦ・セレクト 自動更新なし
	100MマンションＶ・セレクト
	100MマンションＶ・セレクト 自動更新なし
	100MマンションＬ・セレクト
	100MマンションＬ・セレクト 自動更新なし
	１ギガマンションＦ・セレクト
	300メガマンションＦ・セレクト
	100メガマンションＶ・セレクト
	100メガマンションＬ・セレクト
	マンションＦ１ギガ・セレクト
	マンションＦ300・セレクト
	マンションＶ100・セレクト
	マンションＬ100・セレクト
	マンションＦ100・セレクト
（マンション	マンションＦ・セレクト10G

	＋） 10GマンションＦ・セレクト ＥＸ 10GマンションＦ・セレクト ＥＸ 自動更新なし ５ＧマンションＦ・セレクト ＥＸ ５ＧマンションＦ・セレクト ＥＸ 自動更新なし
モバイルプラン（ＤＬ）	（ア）株式会社ＮＴＴドコモが「Ｘｉサービス契約約款」に基づき提供するＸｉデータ専用プラン（以下、別記２において「Ｘｉプラン」といいます。）を契約者回線とするもの （イ）株式会社ＮＴＴドコモが「ＦＯＭＡサービス契約約款」に基づき提供するＦＯＭＡ定額データプラン（以下、別記２において「ＦＯＭＡ定額プラン」といいます。）を契約者回線とするもの

（２）タイプ２

接続サービスプランの種類	接続サービスプランの種類およびそのサービスメニューの種類ごとの使用契約者回線等
ｅｅコース（当社または当社のグループ会社が提携するクレジットカード会社が発行する当社が指定するクレジットカードで代金決済をする契約者もしくは当社が別段に認めた契約者を対象とするもの）	（ア）契約者からの指定により次のいずれかを１の契約者回線とするもの フレッツ光(*2) コラボ光 フレッツＡＤＳＬ フレッツＩＳＤＮ ※フレッツ光またはコラボ光を契約者回線とする場合は、ＰＰＰｏＥ方式での接続に限ります。 （イ）モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの
	備考 当社が指定するクレジットカードでの代金決済が不能となった場合は、代金決済が不能となった月の翌月から、契約者から指定された（ア）の契約者回線を契約者回線とするフレッツプラン光、フレッツプラン（ＡＤＳＬ）もしくはフレッツプラン（ＩＳＤＮ）のいずれかにサービスプランを変更します。ただし、（ア）の契約者回線の利用が指定されていない場合は、フレッツプラン（ＡＤＳＬ）にサービスプランを変更します。
基本コース	（ア）契約者からの指定により次のいずれかを１の契約者回線とするもの フレッツ光(*2) コラボ光 フレッツＡＤＳＬ フレッツＩＳＤＮ ※フレッツ光またはコラボ光を契約者回線とする場合は、ＰＰＰｏＥ方式での接続に限ります。 （イ）モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの

イ 契約者回線とインターネット接続サービスを一体化して提供する接続サービスプラン等の種類

（１）タイプ１

<table>
<tr><td>接続サービスプランの種類</td><td>接続サービスプランの種類およびそのサービスメニューの種類ごとの使用契約者回線等</td></tr>
<tr><td>エディオンネット
基本パック</td><td>
<table>
<tr><td>サービス
メニュー区分</td><td>契約者回線等</td></tr>
<tr><td>（ファミリー）</td><td>（ア）当社の「ＩＰ通信網サービス契約約款」に基づき提供するＩＰ通信網サービスのメニュー１（品目が10Gbpsのものを除く）を契約者回線として、ＰＰＰｏＥ接続方式によりインターネット接続を行うもの
（イ）モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの</td></tr>
<tr><td>（ファミリー
IPoE）</td><td>（ア）当社の「ＩＰ通信網サービス契約約款」に基づき提供するＩＰ通信網サービスのメニュー１（品目が10Gbpsのものを除く）を契約者回線として、ＩＰｏＥ接続方式によりインターネット接続を行うもの
（イ）モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの</td></tr>
<tr><td>（マンション）</td><td>（ア）当社の「ＩＰ通信網サービス契約約款」に基づき提供するＩＰ通信網サービスのメニュー２（品目が10Gbpsのものを除く）を契約者回線として、ＰＰＰｏＥ接続方式によりインターネット接続を行うもの
（イ）モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの</td></tr>
<tr><td>（マンション
IPoE）</td><td>（ア）当社の「ＩＰ通信網サービス契約約款」に基づき提供するＩＰ通信網サービスのメニュー２（品目が10Gbpsのものを除く）を契約者回線として、ＩＰｏＥ接続方式によりインターネット接続を行うもの
（イ）モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>エディオンネット基本パック
Ｘ</td><td>
<table>
<tr><td>サービス
メニュー区分</td><td>契約者回線等</td></tr>
<tr><td>（ファミリー
IPoE）</td><td>当社の「ＩＰ通信網サービス契約約款」に基づき提供するＩＰ通信網サービスのメニュー１の品目が10Gbpsのものを契約者回線として、ＩＰｏＥ接続方式によりインターネット接続を行うもの</td></tr>
<tr><td>（マンション
IPoE）</td><td>当社の「ＩＰ通信網サービス契約約款」に基づき提供するＩＰ通信網サービスのメニュー２の品目が10Gbpsのものを契約者回線として、ＩＰｏＥ接続方式によりインターネット接続を行うもの</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>エンジョイ☆au ひかり</td><td>ＫＤＤＩ株式会社が定める「ＦＴＴＨサービス契約約款」の同意により利用可能となる当社が再販提供する「au ひかり」ネットサービスを契約者回線とするもの
<table>
<tr><th>サービスメニューの種類</th><th>（「au ひかり」ネットサービス）の種類</th></tr>
<tr><td>（ホームずっとお得プラン）</td><td>ずっとギガ放題（３年契約）</td></tr>
<tr><td>（マンションギガ）</td><td>マンション ギガ</td></tr>
<tr><td>（マンションタイプＶ８）</td><td>マンションタイプＶ（８契約以上）</td></tr>
<tr><td>（マンションタイプＶ16）</td><td>マンションタイプＶ（16契約以上）</td></tr>
<tr><td>（マンションタイプ 都市機構ＤＸ）</td><td>マンション 都市機構デラックス</td></tr>
<tr><td>（マンションタイプＥ８）</td><td>マンションタイプＥ（８契約以上）</td></tr>
<tr><td>（マンションタイプＥ16）</td><td>マンションタイプＥ（16契約以上）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>ＷｉＭＡＸ２＋プラン</td><td>
<table>
<tr><th>サービスメニューの種類</th><th>契約者回線</th></tr>
<tr><td>（にねん）</td><td rowspan="10">次表のいずれかの通信が可能なもの。ただし契約者が使用する契約者端末機器によっては利用できない通信があります。
ＷｉＭＡＸ２＋通信(*4)
au ４Ｇ ＬＴＥ通信(*5)</td></tr>
<tr><td>（よねん）</td></tr>
<tr><td>（ギガ放題にねん）</td></tr>
<tr><td>（ギガ放題スタンダード）</td></tr>
<tr><td>（ギガ放題３ねん）</td></tr>
<tr><td>（３ねん）</td></tr>
<tr><td>（新ギガ放題３ねん バリュー）</td></tr>
<tr><td>（新ギガ放題にねん 自動更新あり）</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>（新ギガ放題 期間条件なし）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>ＷｉＭＡＸ＋５Ｇプラン</td><td>
<table>
<tr><th>サービスメニューの種類</th><th>契約者回線</th></tr>
<tr><td>（ギガ放題プラス３ねん）</td><td rowspan="4">次表のいずれかの通信が可能なもの。ただし契約者が使用する契約者端末機器によっては利用できない通信があります。
au ５Ｇ通信(*9)
ＷｉＭＡＸ２＋通信(*4)
au ４Ｇ ＬＴＥ通信(*5)</td></tr>
<tr><td>（ギガ放題プラスにねん 自動更新あり）</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>（ギガ放題プラス 期間条件なし）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>ＷｉＭＡＸ＋５Ｇ（Ｓ）プラン</td><td>
<table>
<tr><th>サービスメニューの種類</th><th>契約者回線</th></tr>
<tr><td>（ギガ放題プラス 期間条件なし）</td><td>次表のいずれかの通信が可能なもの。ただし契約者が使用する契約者端末機器によっては利用できない通信があります。
<table>
<tr><td>au ５Ｇ通信(*9)</td></tr>
<tr><td>ＷｉＭＡＸ２＋通信(*4)</td></tr>
<tr><td>au ４Ｇ ＬＴＥ通信(*5)</td></tr>
</table></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>ふれあいプラン</td><td>（ア）株式会社ちゅピＣＯＭが提供するＣＡＴＶ網接続
（イ）モバイル回線(*1)を契約者回線とするもの</td></tr>
<tr><td>ＥＭ-ＬＴＥプラン</td><td>
<table>
<tr><th>サービスメニュー区分</th><th>契約者回線</th></tr>
<tr><td>（にねんスタンダード）</td><td>ＥＭ-ＬＴＥ通信(*6)可能なもの</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>ＥＭ４Ｇプラン</td><td>
<table>
<tr><th>サービスメニュー区分</th><th>契約者回線</th></tr>
<tr><td>（にねんスタンダード）</td><td>ＥＭ４Ｇ通信(*7)可能なもの</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>ＹＭ４Ｇ＋プラン</td><td>
<table>
<tr><th>サービスメニュー区分</th><th>契約者回線</th></tr>
<tr><td>（にねんスタンダード）</td><td>ＹＭ４Ｇ＋通信(*8)可能なもの</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

備考

(*1) 対応可能なモバイル回線は次表のとおりとします。

提供事業者	モバイルサービスの種類
株式会社ＮＴＴドコモ	Ｘｉプラン
	ＦＯＭＡ定額データプラン

(*2) 対応可能な「フレッツ光」は次のとおりとします。

フレッツ光ネクスト（ファミリー・スーパーハイスピードタイプ隼/マンション・スーパーハイスピードタイプ隼/ギガファミリー・スマートタイプ/ギガマンション・スマートタイプ/ファミリー・ギガラインタイプ/マンション・ギガラインタイプ/ファミリー・ハイスピードタイプ/マンション・ハイスピードタイプ/ファミリータイプ/マンションタイプ）

(*4) ＵＱコミュニケーションズ株式会社が無線設備規則に定める条件に適合する無線基地局設備と電波を用いて提供する基地局設備と無線機器との間に設定されるＷｉＭＡＸ２＋通信

(*5) ＵＱコミュニケーションズ株式会社が無線設備規則に定める条件に適合する無線基地局設備と電波を用いて提供する基地局設備と無線機器との間に設定されるau ４Ｇ ＬＴＥ通信

(*6) ソフトバンク株式会社が無線設備規則に定める条件に適合する無線基地局設備と電波を用いて提供する基地局設備と無線機器との間に設定されるＬＴＥ通信(*7) ソフトバンク株式会社が無線設備規則に定める条件に適合する無線基地局設備と電波を用いて提供する基地局設備と無線機器との間に設定されるＡＸＧＰ通信およびＬＴＥ通信(*8) ソフトバンク株式会社が無線設備規則に定める条件に適合する無線基地局設備と電波を用いて提供する基地局設備と無線機器との間に設定されるＡＸＧＰ通信およびＬＴＥ通信

(*9) ＵＱコミュニケーションズ株式会社が無線設備規則に定める条件に適合する無線基地局設備と電波を用いて提供する基地局設備と無線機器との間に設定されるau ５Ｇ通信

3 エディオンネットＡＳＰサービスプランの種類

エディオンネットＡＳＰサービスプラン	
エンジョイ with Ｕ－ＮＥＸＴ	
	備考 （１）「エンジョイ with Ｕ－ＮＥＸＴ」は、本約款のほか、株式会社Ｕ－ＮＥＸＴが定める「ユーネクスト利用規約」および、その個別規定等に基づき提供されます。 （２）「エンジョイ with Ｕ－ＮＥＸＴ」は、当社が株式会社Ｕ－ＮＥＸＴから委託を受けて運営するユーネクストプラットフォームのＵＩ（ユーザーインターフェイス）を経由して提供されます。 （３）契約者は、株式会社Ｕ－ＮＥＸＴとの間で締結する契約に基づく債権の全部を株式会社Ｕ－ＮＥＸＴが当社に対し譲渡することにより当社がエンジョイ with Ｕ－ＮＥＸＴの料金として請求することに同意するものとします。
マルチデバイスセキュリティ with Norton Internet Security Online	
カスペルスキー セキュリティ	
ｉ-フィルター月額版 for Windows	
ｉ-フィルター月額版 for Android	
みやブル	
ＷＰＳ Ｏｆｆｉｃｅ	
エディスマＨＥＭＳスタンダード for エディオンネット	
	備考 当社が別に定める「エディスマＨＥＭＳ・エネルギー管理支援サービスご利用規約」に基づき提供します。
ソフト使い放題	
パスワードマネージャー	
ノートン セキュリティ	
ノートン ＩＤ アドバイザー	
タブホ	
ウイルスバスター クラウド 月額版	

４　料金等および計算方法

４－１　初期費用（利用登録料）

接続サービスプランおよびサービスメニューの種類		単位	料金額
サービスプラン	サービスメニュー		
エディオンネット 基本パック	（ファミリー）	１契約ごとに	3,000 円（税込価格 3,300 円）
	（ファミリー IPoE）	１契約ごとに	3,000 円（税込価格 3,300 円）
	（マンション）	１契約ごとに	3,000 円（税込価格 3,300 円）
	（マンション IPoE）	１契約ごとに	3,000 円（税込価格 3,300 円）
エディオンネット 基本パックＸ	（ファミリー IPoE）	１契約ごとに	3,000 円（税込価格 3,300 円）
	（マンション IPoE）	１契約ごとに	3,000 円（税込価格 3,300 円）
ＷｉＭＡＸ＋５Ｇプラン	（ギガ放題プラス 期間条件なし）	１契約ごとに	3,000 円（税込価格 3,300 円）

ＷｉＭＡＸ＋５Ｇ（Ｓ）プラン	（ギガ放題プラス 期間条件なし）	１契約ごとに	3,000 円（税込価格 3,300 円）
備考 ※新たに利用契約の締結を行わないサービスプランに係る料金は記載していません。			

４－２　サービス基本料

月額

区分	単位	料金額
別記２のア（インターネット接続サービスのみを提供する接続サービスプラン等の種類）のタイプ１およびイ（契約者回線とインターネット接続サービスを一体化して提供する接続サービスプランの種類）のタイプ１の接続サービスプランに係るもの	１契約ごとに	300 円（税込価格 330 円）

４－３　接続サービスプランの利用料金

４－３－１　月額固定料金（別記２のア（インターネット接続サービスのみを提供するサービスプラン等の種類）のタイプ１およびイ（契約者回線とインターネット接続サービスを一体化して提供する接続サービスプランの種類）のタイプ１の接続サービスプランに係るもの

月額

接続サービスプランおよびサービスメニューの種類		単位	料金額
サービスプラン	サービスメニュー		
フレッツプラン光	（PPPoE）	１契約ごとに	1,200円（税込価格 1,320円）
	（IPoE）	１契約ごとに	1,200円（税込価格 1,320円）
フレッツプラン光Ｘ	－	１契約ごとに	1,900 円（税込価格 2,090 円）
フレッツプラン（ＡＤＳＬ）	－	１契約ごとに	900 円（税込価格 990 円）
フレッツプラン（ＩＳＤＮ）	－	１契約ごとに	900 円（税込価格 990 円）
エンジョイ☆au ひかり	（ホームずっとお得プラン）	１契約ごとに	課金開始月から 12か月目まで 4,800円（税込価格 5,280円） 13か月目から 24か月目まで 4,700円（税込価格 5,170円） 25か月目以降 4,600円（税込価格 5,060円）
	（マンションギガ）	１契約ごとに	3,750円（税込価格 4,125円）
	（マンションタイプＶ８）	１契約ごとに	3,400円（税込価格 3,740円）
	（マンションタイプＶ16）	１契約ごとに	3,100円（税込価格 3,410円）

	（マンションタイプ 都市機構ＤＸ）	１契約ごとに	3,100円（税込価格3,410円）
	（マンションタイプＥ８）	１契約ごとに	3,400円（税込価格3,740円）
	（マンションタイプＥ16）	１契約ごとに	3,100円（税込価格3,410円）
エンジョイ☆コミュファ光	（ホーム）	１契約ごとに	1,000 円（税込価格1,100 円）
	（ホーム＋）	１契約ごとに	1,100 円（税込価格1,210 円）
	（ホームミニ）	１契約ごとに	748 円（税込価格 822 円）
	（マンション）	１契約ごとに	900 円（税込価格 990 円）
	（マンション＋）	１契約ごとに	1,100 円（税込価格1,210 円）
エディオンネット 基本パック	（ファミリー）	１契約ごとに	4,700円（税込価格5,170円）
	（ファミリー IPoE）	１契約ごとに	4,700円（税込価格5,170円）
	（マンション）	１契約ごとに	3,400円（税込価格3,740円）
	（マンション IPoE）	１契約ごとに	3,400円（税込価格3,740円）
エディオンネット 基本パックＸ	（ファミリー IPoE）	１契約ごとに	6,450円（税込価格7,095円）
	（マンション IPoE）	１契約ごとに	6,450円（税込価格7,095円）
ＷｉＭＡＸ２＋プラン	（にねん）	１契約ごとに	3,896 円（税込価格4,285 円）
	（よねん）	１契約ごとに	3,896 円（税込価格4,285 円）
	（ギガ放題にねん）	１契約ごとに	4,580 円（税込価格5,038 円）
	（ギガ放題スタンダード）	１契約ごとに	5,580 円（税込価格6,138 円）
	（ギガ放題３ねん）	１契約ごとに	4,580 円（税込価格5,038 円）
	（３ねん）	１契約ごとに	3,896 円（税込価格4,285 円）
	（新ギガ放題３ねん バリュー）	１契約ごとに	3,580 円（税込価格3,938 円）
	（新ギガ放題にねん 自動更新あり）	１契約ごとに	3,580 円（税込価格3,938 円）
	（新ギガ放題 期間条件なし）	１契約ごとに	3,750 円（税込価格4,125 円）

ＷｉＭＡＸ＋５Ｇプラン	（ギガ放題プラス３ねん）	１契約ごとに	4,080 円（税込価格 4,488 円）
	（ギガ放題プラスにねん 自動更新あり）	１契約ごとに	4,080 円（税込価格 4,488 円）
	（ギガ放題プラス 期間条件なし）	１契約ごとに	4,200 円（税込価格 4,620 円）
ＷｉＭＡＸ＋５Ｇ（Ｓ）プラン	（ギガ放題プラス 期間条件なし）	１契約ごとに	4,200 円（税込価格 4,620 円）
ＥＭ-ＬＴＥプラン	（にねんスタンダード）	１契約ごとに	3,396 円（税込価格 3,735 円）
ＥＭ４Ｇプラン	（にねんスタンダード）	１契約ごとに	3,396 円（税込価格 3,735 円）
ＹＭ４Ｇ＋プラン	（にねんスタンダード）	１契約ごとに	3,396 円（税込価格 3,735 円）
モバイルプラン（ＤＬ）	－	１契約ごとに	200 円（税込価格 220 円）
ふれあいプラン	－	１契約ごとに	4,000 円（税込価格 4,400 円）

４－３－２　月額固定料金（別記２のア（インターネット接続サービスのみを提供するサービスプラン等の種類）のタイプ２

月額

接続サービスプランおよびサービスメニューの種類	単位	料金額
ｅｅコース	１契約ごとに	800円（税込価格880円）
基本コース	１契約ごとに	1,900 円（税込価格 2,090 円）

４－３－３　削除

４－３－４　ＰＡモード利用料

月額

接続サービスプランおよびサービスメニューの種類		単位	料金額
サービスプラン	サービスメニュー		
ＷｉＭＡＸ＋５Ｇプラン	（ギガ放題プラスにねん 自動更新あり）	料金月におけるプラスエリアモード(*)での利用ごとに	1,000円（税込価格1,100円）
	（ギガ放題プラス 期間条件なし）		
ＷｉＭＡＸ＋５Ｇ（Ｓ）プラン	（ギガ放題プラス 期間条件なし）		

(*)プラスエリアモードは、対象プランを使用するためのモバイル通信機器において、800MHz帯域のau ４ＧＬＴＥ通信が可能となる通信モード

４－４　エディオンネットＡＳＰサービスプランの料金

４－４－１　固定料金

月額

エディオンネットＡＳＰサービスプランの種類	単位	料金額
エンジョイ with Ｕ－ＮＥＸＴ	１契約ごとに	1,896円（税込価格2,085円）
マルチデバイスセキュリティ with Norton Internet Security Online	１契約ごとに	490円（税込価格539円）
カスペルスキー セキュリティ	１契約ごとに	420円（税込価格462円）
ｉ-フィルター月額版 for Windows	１契約ごとに	200円（税込価格220円）
ｉ-フィルター月額版 for Android	１契約ごとに	200円（税込価格220円）
みやブル	１契約ごとに	300円（税込価格330円）
ＷＰＳ Ｏｆｆｉｃｅ	１契約ごとに	350円（税込価格385円）
エディスマＨＥＭＳスタンダード for エディオンネット	１契約ごとに	250円（税込価格275円）
ソフト使い放題	１契約ごとに	500円（税込価格550円）
パスワードマネージャー	１契約ごとに	150円（税込価格165円）
ノートン セキュリティ	１契約ごとに	570円（税込価格627円）
ノートン ＩＤ アドバイザー	１契約ごとに	380円（税込価格418円）
タブホ	１契約ごとに	500円（税込価格550円）
ウイルスバスター クラウド 月額版	１契約ごとに	429円（税込価格471円）

４－４－２　ＰＰＶ視聴料金

月額

エディオンネットＡＳＰサービスプランの種類	単位	料金額
エンジョイ with Ｕ－ＮＥＸＴ	PPV 対象コンテンツ毎	視聴時に指定する料金

４－５　付加サービスの種類および料金

４－５－１　サービスオプションの種類および料金

対象区分	サービスオプションの種類	単位	料金額
契約者すべてを対象とするもの	ウイルスチェックサービス	１メールアドレスごとに	200円（税込価格220円）
	メールアドレス追加サービス	１メールアドレスごとに	300円（税込価格330円）
ＷｉＭＡＸ２＋プランの契約者を対象とする	グローバルIP オプション（ＷｉＭＡＸ２＋）	１契約ごとに	96円（税込価格105円）

<table>
<tr><td>もの</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ＷｉＭＡＸ＋５Ｇプランの契約者を対象とするもの</td><td colspan="2">グローバルIP オプション（ＷｉＭＡＸ＋５Ｇ）</td><td>１契約ごとに</td><td>96円（税込価格105円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ＥＭ-ＬＴＥプランの契約者を対象とするもの</td><td colspan="2">ＥＭ故障安心サービス</td><td>１契約ごとに</td><td>150円（税込価格165円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">対象とするサービスプランの新規契約時のみ申込みが可能</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ＥＭ４Ｇプランの契約者を対象とするもの</td><td colspan="2">ＥＭ４Ｇ故障安心サービス</td><td>１契約ごとに</td><td>150円（税込価格165円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">対象とするサービスプランの新規契約時のみ申込みが可能</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ＹＭ４Ｇ＋プランの契約者を対象とするもの</td><td colspan="2">ＹＭ４Ｇ＋故障安心サービス</td><td>１契約ごとに</td><td>150円（税込価格165円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">対象とするサービスプランの新規契約時のみ申込みが可能</td></tr>
<tr><td rowspan="2">フレッツ光（コラボ光を含む）対応のＰＰＰｏＥ接続方式によりインターネット接続を行う接続サービスプラン／サービスメニュー（SoftBank 光を除く）の契約者を対象とするもの</td><td colspan="2">エンジョイIP フォン</td><td>１契約ごとに</td><td>－</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">１　ＩＰフォン利用規約に基づき提供します。
２ 有料通話先への通話料、ユニバーサルサービス料等が別途必要になります。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">当社が別段に利用を認めた契約者</td><td colspan="2">商用ホームページ開設</td><td>１契約ごとに</td><td>2,000円（税込価格2,200円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">１ ホームページ開設サービス（商用）利用規約に基づき提供します。
２ 利用可能なサーバーの基本容量は、１０ＭＢとします。
３ サーバーの基本容量を超える容量を利用する場合は、５ＭＢを１単位として、１単位ごとに容量追加の申し込みを行うことができます。なお、容量追加を行った場合は、１単位（５ＭＢ）ごとに月額500円（税込価格550円）の支払いが別途必要となります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人ホームページ開設</td><td>１契約ごとに</td><td>－</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">１ ホームページ開設サービス（個人）利用規約に基づき提供します。
２ 利用可能なサーバーの基本容量は、１０ＭＢとします。
３ サーバーの基本容量を超える容量を利用する場合は、５ＭＢを１単位として、１単位ごとに容量追加の申し込みを行うことができます。なお、容量追加を行った場合は、１単位（５ＭＢ）ごとに月額500円（税込価格550円）の支払いが別途必要となります。</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>エディオンネット 基本パックおよびエディオンネット 基本パックＸの契約者を対象とするもの</td><td colspan="4">（ア）当社が「ＩＰ通信網サービス契約約款」に定める付加サービス
（イ）当社が「光テレビ伝送サービス利用規約」に定める光テレビ</td></tr>
<tr><td>エディオンネット 基本パックおよびエディオンネット 基本パックＸの契約者を対象とするもの</td><td colspan="4">当社が「音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款」に定める光電話およびその付加サービス</td></tr>
</table>

5　身体障がい者割引適用可能な接続サービスプランおよび割引適用額

第28 条（身体障がい者割引の適用）の対象となる接続サービスプランおよび利用料金からの割引適用額は次表のとおりです。

接続サービスプランの種類	割引額
フレッツプラン光	800円（税込価格880円）
フレッツプラン（ＡＤＳＬ）	500円（税込価格550円）
フレッツプラン（ＩＳＤＮ）	500円（税込価格550円）
基本コース	950円（税込価格1,045円）

6　プラン最低利用期間およびプラン契約解除料

6－1　プラン最低利用期間

接続サービスプランおよびサービスメニューの種類		プラン最低利用期間
サービスプラン	サービスメニュー	
フレッツプラン光	全サービスメニュー	課金開始日から３ヶ月後の末日まで
フレッツプラン光X	－	課金開始日から３ヶ月後の末日まで
フレッツプラン（ＡＤＳＬ）	－	課金開始日から３ヶ月後の末日まで
エンジョイ☆コミュファ光	全サービスメニュー	課金開始日から11ヶ月後の末日まで

6－2　プラン契約解除料

６－１で定めるプラン最低利用期間内に当該接続サービスプランの契約解除を行った場合は次のプラン契約解除料を請求します。

接続サービスプランおよびサービスメニューの種類		プラン契約解除料
サービスプラン	サービスメニュー	
フレッツプラン光	全サービスメニュー	700円（税込価格770円）
フレッツプラン光X	－	700円（税込価格770円）
フレッツプラン（ＡＤＳＬ）	－	700 円（税込価格 770 円）
エンジョイ☆コミュファ光	全サービスメニュー	700 円（税込価格 770 円）

7　契約期間および違約金

7－1　契約期間

接続サービスプランおよびサービスメニューの種類		契約期間
サービスプラン	サービスメニュー	
エンジョイ☆au ひかり	（ホームずっとお得プラン）	36ヶ月間（初回契約期間は課金開始月を１ヶ月目として36ヶ月目の末日までとします。）
ＷｉＭＡＸ２＋プラン	（にねん）	24ヶ月間（初回契約期間は利用開始月を１ヶ月目として25ヶ月目の末日までとします。）
	（ギガ放題にねん）	24ヶ月間（初回契約期間は利用開始月を１ヶ月目として25ヶ月目の末日までとします。）
	（よねん）	48ヶ月間（初回契約期間は利用開始月を１ヶ月目として49ヶ月目の末日までとします。）
	（ギガ放題３ねん）	36ヶ月間（初回契約期間は利用開始月を１ヶ月目として37ヶ月目の末日までとします。）
	（３ねん）	36ヶ月間（初回契約期間は利用開始月を１ヶ月目として37ヶ月目の末日までとします。）

	（新ギガ放題３ねん バリュー）	36ヶ月間（初回契約期間は利用開始月を１ヶ月目として37ヶ月目の末日までとします。）
	（新ギガ放題にねん 自動更新あり）	24ヶ月間（初回契約期間は利用開始月を１ヶ月目として25ヶ月目の末日までとします。）
ＷｉＭＡＸ＋５Ｇプラン	（ギガ放題プラス３ねん）	36ヶ月間（初回契約期間は利用開始月を１ヶ月目として37ヶ月目の末日までとします。）
	（ギガ放題プラスにねん 自動更新あり）	24ヶ月間（初回契約期間は利用開始月を１ヶ月目として25ヶ月目の末日までとします。）
ＥＭ-ＬＴＥプラン	（にねんスタンダード）	利用開始月もしくは契約満了月の翌月を起算月として24ヶ月間
ＥＭ４Ｇプラン	（にねんスタンダード）	利用開始月もしくは契約満了月の翌月を起算月として24ヶ月間
ＹＭ４Ｇ＋プラン	（にねんスタンダード）	利用開始月もしくは契約満了月の翌月を起算月として24ヶ月間

７－２　契約の更新

次表の接続サービスプランおよびサービスメニューごとに定める契約更新期間内に契約解除の申し出がない場合は、次の①および②の場合を除き契約満了月の翌月の1日を起算日として規定の期間を契約期間として契約を更新します。

①ＷｉＭＡＸ２＋プラン（新ギガ放題にねん 自動更新なし）は、契約満了月の翌月の１日にＷｉＭＡＸ２＋プラン（新ギガ放題 期間条件なし）へ変更します。

②ＷｉＭＡＸ＋５Ｇプラン（ギガ放題プラスにねん 自動更新なし）は、契約満了月の翌月の１日にＷｉＭＡＸ＋５Ｇプラン（ギガ放題プラス 期間条件なし）へ変更します。

契約更新期間の区分	接続サービスプランおよびサービスメニューの種類	
	サービスプラン	サービスメニュー
契約満了月の1日から契約満了月の翌々月の25日までとするもの	エンジョイ☆au ひかり	（ホームずっとお得プラン）
契約満了月の末日から契約満了月の翌月の末日までとするもの	ＷｉＭＡＸ２＋プラン	（にねん）
		（ギガ放題にねん）
		（よねん）
		（ギガ放題３ねん）
		（３ねん）
		（新ギガ放題３ねん バリュー）
	ＷｉＭＡＸ＋５Ｇプラン	（ギガ放題プラス３ねん）
契約満了月およびその翌２ヶ月間とするもの	ＷｉＭＡＸ２＋プラン	（新ギガ放題にねん 自動更新あり）
	ＷｉＭＡＸ＋５Ｇプラン	（ギガ放題プラスにねん 自動更新あり）
契約満了月の１日から契約満了月の翌々月の末日までとするもの	ＥＭ-ＬＴＥプラン	（にねんスタンダード）
	ＥＭ４Ｇプラン	（にねんスタンダード）
	ＹＭ４Ｇ＋プラン	（にねんスタンダード）

７－３　違約金の発生

契約者は、その契約について、利用契約の解除または接続サービスプラン（対象となるサービスメニューを含む）の種類の変更があった場合は、７－４に定める違約金を支払うものとします。ただし、７－５に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りでありません。

７－４　違約金の額

接続サービスプランおよびサービスメニューの種類		違約金
サービスプラン	サービスメニュー	
エンジョイ☆au ひかり	（ホームずっとお得プラン）	4,300円（税込価格4,730円）但し、2022年6月30日以前に契約を締結した契約者が、2025年7月1日以降最初に迎える契約更新月までに解約を行った場合は従前の違約金15,000円（16,500円）がかかります。
ＷｉＭＡＸ２＋プラン	（にねん）	1,000 円（税込価格 1,100 円）但し、2025 年 6 月 30 日以前に課金が開始された契約者が、2025 年 7 月 1 日以降最初に迎える契約更新月までに解約を行った場合は従前の違約金 9,500 円（税込価格 10,450 円）がかかります。
	（よねん）	1,000 円（税込価格 1,100 円）但し、2025 年 6 月 30 日以前に課金が開始された契約者が、2025 年 7 月 1 日以降最初に迎える契約更新月までに解約を行った場合は従前の違約金 9,500 円（税込価格 10,450 円）がかかります。
	（ギガ放題にねん）	1,000 円（税込価格 1,100 円）但し、2025 年 6 月 30 日以前に課金が開始された契約者が、2025 年 7 月 1 日以降最初に迎える契約更新月までに解約を行った場合は従前の違約金 9,500 円（税込価格 10,450 円）がかかります。
	（ギガ放題３ねん）	1,000 円（税込価格 1,100 円）但し、2025 年 6 月 30 日以前に課金が開始された契約者が、2025 年 7 月 1 日以降最初に迎える契約更新月までに解約を行った場合は従前の違約金 9,500 円（税込価格 10,450 円）がかかります。
	（３ねん）	1,000 円（税込価格 1,100 円）

		但し、2025 年 6 月 30 日以前に課金が開始された契約者が、2025 年 7 月 1 日以降最初に迎える契約更新月までに解約を行った場合は従前の違約金 9,500 円（税込価格 10,450 円）がかかります。
	（新ギガ放題３ねんバリュー）	1,000 円（税込価格 1,100 円） 但し、2025 年 6 月 30 日以前に課金が開始された契約者が、2025 年 7 月 1 日以降最初に迎える契約更新月までに解約を行った場合は従前の違約金 9,500 円（税込価格 10,450 円）がかかります。
	（新ギガ放題にねん自動更新あり）	1,000 円（税込価格 1,100 円）
ＷｉＭＡＸ＋５Ｇプラン	（ギガ放題プラス３ねん）	1,000 円（税込価格 1,100 円） 但し、2022 年 6 月 30 日以前に課金が開始された契約者が、2025 年 7 月 1 日以降最初に迎える契約更新月までに解約を行った場合は従前の違約金 9,500 円（税込価格 10,450 円）がかかります。
	（ギガ放題プラスにねん 自動更新あり）	1,000 円（税込価格 1,100 円）
ＥＭ-ＬＴＥプラン	（にねんスタンダード）	9,500 円（税込価格 10,450 円）
ＥＭ４Ｇプラン	（にねんスタンダード）	9,500 円（税込価格 10,450 円）
ＹＭ４Ｇ＋プラン	（にねんスタンダード）	9,500 円（税込価格 10,450 円）

７－５　適用除外要件

７－２（契約の更新）に定める契約更新期間に接続サービスプラン（対象となるサービスメニューを含む）の契約解除もしくは接続サービスプラン（対象となるサービスメニューを含む）の種類の変更があったとき。

８　解約料

契約者は、解約料の対象となる接続サービスプランの解約を行った場合は、利用継続期間に関わらず以下の解約料を支払うものとします。

接続サービスプランおよびサービスメニューの種類		解約料
サービスプラン	サービスメニュー	
エディオンネット 基本パック	（ファミリー）	3,000円（税込価格3,300円）
	（ファミリー IPoE）	
	（マンション）	
	（マンション IPoE）	
エディオンネット 基本パック	（ファミリー IPoE）	3,000円（税込価格3,300円）

X	（マンション IPoE）	

８の２　事業者変更手数料

契約者は、当社が別に定める「ＩＰ通信網サービス契約約款」第19条の２により事業者変更を行うときは、以下の事業者変更手数料を支払うものとします。

事業者変更手数料	3,000円（税込価格3,300円）

９　ユニバーサルサービス料の適用

ユニバーサルサービス料は、次表の左欄に規定する接続サービスプランまたは付加サービスについて、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号１番号ごとに適用します。

接続サービスプランまたは付加サービス	電気通信番号
ＷｉＭＡＸ２＋プラン	端末回線番号
ＥＭ-ＬＴＥプラン	端末回線番号
ＷｉＭＡＸ＋５Ｇプラン	端末回線番号
ＷｉＭＡＸ＋５Ｇ（Ｓ）プラン	端末回線番号
ＥＭ４Ｇプラン	端末回線番号
ＹＭ４Ｇ＋プラン	端末回線番号
エンジョイＩＰフォン	契約者電話番号
音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定めるユニバーサルサービス料が適用されるもの	音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定めるユニバーサルサービス料が適用されるものの電気通信番号

ユニバーサルサービス料は、月ごとに発生します。
ユニバーサルサービス料は、１電気通信番号ごとに発生します。
ユニバーサルサービス料は、半年に１度見直しが行われ決定します。
※料金額等の詳細は、社団法人電気通信事業者協会のホームページ（https://www.tca.or.jp）で確認できます。

９の2　電話リレーサービス料の適用

電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する接続サービスプランまたは付加サービスについて、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号１番号ごとに適用します。

接続サービスプランまたは付加サービス	電気通信番号
ＷｉＭＡＸ２＋プラン	端末回線番号
ＥＭ-ＬＴＥプラン	端末回線番号
ＷｉＭＡＸ＋５Ｇプラン	端末回線番号
ＷｉＭＡＸ＋５Ｇ（Ｓ）プラン	端末回線番号
ＥＭ４Ｇプラン	端末回線番号
ＹＭ４Ｇ＋プラン	端末回線番号
エンジョイＩＰフォン	契約者電話番号
音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める電話リレーサービス料が適用されるもの	音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める電話リレーサービス料が適用されるものの電気通信番号

電話リレーサービス料は、指定月ごとに発生します。
電話リレーサービス料は、１電気通信番号ごとに発生します。
電話リレーサービス料は、1年に１度見直しが行われ決定します。
※料金額や支払対象月等の詳細は、社団法人電気通信事業者協会のホームページ（https://www.tca.or.jp）で確認できます。

10　ＥＭ Ｃｈｉｐの再発行

ＥＭ Ｃｈｉｐ故障等により当社の指定する方法での契約者からの届出により当社が必要と認めた場合は、

以下に定めるＥＭ Ｃｈｉｐ再発行手数料を支払いＥＭ Ｃｈｉｐの再発行を受けることができるものとします。

ＥＭ Ｃｈｉｐ再発行手数料	2,000円（税込価格2,200円）

11　ＹＭ Ｃｈｉｐの再発行

ＹＭ Ｃｈｉｐ故障等により当社の指定する方法での契約者からの届出により当社が必要と認めた場合は、以下に定めるＹＭ Ｃｈｉｐ再発行手数料を支払いＹＭ Ｃｈｉｐの再発行を受けることができるものとします。

ＹＭ Ｃｈｉｐ再発行手数料	3,000円（税込価格3,300円）

12　コンビニエンストア専用払込依頼書による請求

当社は、当社が認めた契約者の支払い方法による料金等の支払い決済ができないことが事前に判明した場合、もしくはできなかった場合にコンビニエンスストア専用払込依頼書による料金等の払込請求を行います。その場合、次のコンビニ請求手数料をあわせて請求いたします。

請求金額	コンビニ請求手数料
コンビニ請求手数料の税込金額を含んだ請求金額が50,000円未満の場合	255円（税込価格280円）
コンビニ請求手数料の税込金額を含んだ請求金額が50,000円以上の場合	446円（税込価格490円）

13　請求書の発行

当社は、預金口座振替による支払いを行う契約者の申し出により料金等の請求書の発行を行います。その場合、原則として次の請求書発行手数料（普通郵便による郵送料を含む）を請求いたします。また、クレジットカードによる支払いを行う契約者には料金等の請求書の発行は行いません。

請求書発行手数料（月額料金）	200円（税込価格220円）

14　登録内容確認票の再発行

当社は、契約者の申し出により、第10条（利用申込の承諾）に基づき通知を行うための書類（登録内容確認票）の再発行を行います。その場合、原則として次の登録内容確認票再発行手数料（普通郵便による郵送料を含む）を請求いたします。

登録内容確認票再発行手数料	300円（税込価格330円）

15　支払証明書の発行

当社は、契約者の申し出により、当社がエディオンネットに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、エディオンネットおよび附帯サービスの料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。その場合、次の手数料等を請求いたします。

請求項目	単位	料金額
証明手数料	１契約ごとに	300円（税込価格330円）
支払証明書発行手数料	支払証明書1 枚ごとに	400円（税込価格440円）
備考 支払証明書の発行を受けるときは、上記手数料のほか、支払証明書の発行に係る印紙代（実費）および郵送料（実費）が必要となります。		

16　接続サービスプランの種類ごとの定め

接続サービスプランの種類ごとに別に定める事項は以下の対応規定に定めます。

接続サービスプランの種類	サービスメニュー	対応規定
エディオンネット 基本パック	全サービスメニュー	ＩＰ通信網サービス契約約款
	（ファミリー IPoE）	ＩＰｏＥ（ＩＰｖ４ ｏｖｅｒ ＩＰｖ６）接続機能の提供に関する規約
	（マンション IPoE）	

エディオンネット 基本パックＸ	(ファミリー IPoE)	・ＩＰ通信網サービス契約約款 ・ＩＰｏＥ（ＩＰｖ４ ｏｖｅｒ ＩＰｖ６）接続機能の提供に関する規約
	(マンション IPoE)	
SoftBank コラボプラン	－	SoftBank コラボサービス特約
SoftBank コラボプラン（ｅ）	－	SoftBank コラボサービス特約
ドコモ光コラボプラン	全サービスメニュー	ドコモ光コラボプラン特約
	(IPoE)	ＩＰｏＥ（ＩＰｖ４ ｏｖｅｒ ＩＰｖ６）接続機能の提供に関する規約
	(10ギガ IPoE)	
フレッツプラン光	(IPoE)	ＩＰｏＥ（ＩＰｖ４ ｏｖｅｒ ＩＰｖ６）接続機能の提供に関する規約
フレッツプラン光Ｘ	－	ＩＰｏＥ（ＩＰｖ４ ｏｖｅｒ ＩＰｖ６）接続機能の提供に関する規約
エンジョイ☆au ひかり	－	エンジョイ☆au ひかり特約
ＷｉＭＡＸ２＋プラン	全サービスメニュー	ＷｉＭＡＸ２＋サービス特約
ＥＭ-ＬＴＥプラン	(にねんスタンダード)	ＥＭ-ＬＴＥ特約
ＥＭ４Ｇプラン	(にねんスタンダード)	ＥＭ４Ｇ特約
ＹＭ４Ｇ＋プラン	(にねんスタンダード)	ＹＭ４Ｇ＋特約
ＷｉＭＡＸ＋５Ｇプラン	全サービスメニュー	ＷｉＭＡＸ＋５Ｇ通信サービス規約
ＷｉＭＡＸ＋５Ｇ（Ｓ）プラン	－	

17　個人情報の共同利用

対象サービスプラン	共同利用の内容	
エディオンネット 基本パック、ＷｉＭＡＸ＋５Ｇ（Ｓ）プラン、ＷｉＭＡＸ＋５Ｇプラン、ＷｉＭＡＸ２＋プラン	利用目的	ＫＤＤＩ株式会社および沖縄セルラー電話株式会社が提供する「au スマートバリュー」および「自宅セット割 インターネットコース」の受付業務および適用のため
	共同利用者	ＫＤＤＩ株式会社および沖縄セルラー電話株式会社
	利用項目	氏名、住所、電話番号および契約状況に係る情報
	管理責任者	個人情報の管理について責任を有する者は、当社です。

18　利用休止

区分	利用休止の対象となる接続サービスプラン等	休止条件	適用条件等
ア 区分イまたは区分ウの接続サービスプランの提供の休止を行う場合にのみその接続サービスプランとあわせて利用休止となる、もしくは申し込みが可能となるもの	エディオンネット基本サービス（別記１のエディオンネット基本機能を提供するものであって別記４の４－２のサービス基本料の支払い対象となるサービス）	区分イまたは区分ウの接続サービスプランの提供の休止の申入れをし、かつエディオンネット基本サービスの提供の休止の申入れをすること。ただし、第30 条の２第２項の場合を除きます。	１ 区分イの接続サービスプランの利用休止とあわせて利用休止する場合は、区分イの適用条件に従います。 ２ 区分ウの接続サービスプランの利用休止を行った場合、自動的に利用休止となり、区分ウの適用条件に従います。

イ　当社へ利用休止の申し込みを行うことにより利用休止が可能な接続サービスプラン	フレッツプラン光 フレッツプラン光X フレッツプラン（ＡＤＳＬ） フレッツプラン（ＩＳＤＮ） モバイルプラン（ＤＬ） エンジョイ☆コミュファ光	区分イの接続サービスプランの提供の休止の申し込みをすること。ただし、第30条の２第２項の場合を除きます。	１　利用休止開始月（当社が利用休止の申し込みを受け付けた日が属する月）は、利用休止する接続サービスプラン等に係る月額の料金額の支払いを要します。 ２　利用休止は、利用休止開始月を起算月として１２ヶ月後の末日（以下「利用休止期間満了日」といいます。）を利用休止期限とします。 ３　利用休止期限までに利用再開の申し込みが無い場合は、利用休止満了日の翌日から自動的に利用再開となります。

附則
（実施期日）
１　本約款は、2012年6月1日から実施します。
２　本約款実施に際し、「エンジョイネット契約約款」の適用を受けている者は、本約款の実施日において、本約款の適用を受けるものとします。
３　本約款実施に際し、「エディオン クオルネット インターネット接続サービス約款」の適用を受けている者は、本約款の実施日において本約款の適用を受けるものとします。
附則
（実施期日）
本約款は、2012年8月8日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2012年10月1日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2013年2月26日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2013年4月1日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2013年8月2日から実施します。
附則
（実施期日）

本約款は、2013年10月31日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2014年4月1日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2014年7月25日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2014年10月23日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2014年12月13日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2015年2月2日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2015年4月1日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2015年10月28日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2016年1月27日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2016年4月28日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2016年6月1日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2016年8月1日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2017年2月1日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2017年5月31日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2017年6月1日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2017年6月30日から実施します。
附則
（実施期日）

本約款は、2017年9月1日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2017年11月20日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2018年3月1日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2018年6月1日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2019年1月17日から実施します。
（サービス終了）
当社は、2020年3月31日において、現行の規定により提供しているＷｉＭＡＸ通信サービスを終了することとします。これに伴い、2020年3月31日をもってＷｉＭＡＸプランを廃止します。
附則
（実施期日）
本約款は、2019年3月1日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2019年7月1日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2019年10月1日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2020年4月1日から実施します。
（サービスの統廃合）
モバイルプラン（ＳＴ）は、2020年10月1日より現行のモバイルプラン（ＤＬ）に統合したうえで、廃止します。したがって、モバイルプラン（ＳＴ）契約者の契約は、2020年10月1日から現行のモバイルプラン（ＤＬ）の契約に変更されます。
附則
（実施期日）
本約款は、2020年6月1日から実施します。
（サービスの統廃合時期の変更）
モバイルプラン（ＳＴ）を現行のモバイルプラン（ＤＬ）へ統合、廃止する時期を、2020年10月1日から2022年4月1日へ変更します。したがって、モバイルプラン（ＳＴ）契約者の契約は、2022年4月1日から現行のモバイルプラン（ＤＬ）の契約に変更されます。
附則
（サービスプラン名称の改変およびサービスメニュー新設の実施）
「フレッツ光」および「コラボ光」を契約者回線とするインターネット接続方式におけるＩＰｏＥ接続方式の追加対応に伴い以下のとおりサービスプラン名称の改変とサービスメニューの新設を実施します。なお、附則実施日以前の該当サービスプラン契約者にはＰＰＰｏＥ接続方式が適用されているところ、当該実施日以降も変わらずＰＰＰｏＥ接続方式が適用されます。

変更前		変更後		
サービスプラン	サービスメニュー	サービスプラン	区分	サービスメニ

				ュー
エディオンネット IoTパック	（ファミリー）	エディオンネット IoTパック	ＰＰＰｏＥ接続方式のもの	（ファミリー）
			ＩＰｏＥ接続方式のもの	（ファミリー IPoE）
	（マンション）		ＰＰＰｏＥ接続方式のもの	（マンション）
			ＩＰｏＥ接続方式のもの	（マンション IPoE）
エディオンネット 基本パック	（ファミリー）	エディオンネット 基本パック	ＰＰＰｏＥ接続方式のもの	（ファミリー）
			ＩＰｏＥ接続方式のもの	（ファミリー IPoE）
	（マンション）		ＰＰＰｏＥ接続方式のもの	（マンション）
			ＩＰｏＥ接続方式のもの	（マンション IPoE）
ドコモ光コラボプラン	－	ドコモ光コラボプラン	ＰＰＰｏＥ接続方式のもの	（PPPoE）
			ＩＰｏＥ接続方式のもの	（IPoE）
フレッツプラン（光）	－	フレッツプラン光	ＰＰＰｏＥ接続方式のもの	（PPPoE）
			ＩＰｏＥ接続方式のもの	（IPoE）

（実施期日）
本約款は、2020年10月27日から実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2020年12月1日より実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2021年3月1日より実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2021年4月1日より実施します。ただし、ＷｉＭＡＸ＋５Ｇプランに限り、その全サービスメニューの提供を2021年4月8日より実施するものとします。
附則
（実施期日）
本約款は、2021年6月1日より実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2021年7月1日より実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2021年9月1日より実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2022年4月1日より実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2022年7月1日より実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2022年9月1日より実施します。

附則
（実施期日）
本約款は、2023年1月1日より実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2023年4月18日より実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2023年6月1日より実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2023年10月16日より実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2023年12月1日より実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2024年2月1日より実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2024年3月1日より実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2024年4月1日より実施します。
（サービスプランの廃止）
一般電話回線を介して行うダイヤルアップ接続の提供終了に伴い、「デイタイムコース」を廃止します。
附則
（実施期日）
本約款は、2024年8月20日より実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2024年10月1日より実施します。
附則
（実施期日）
本約款は、2025年7月1日より実施します。
（サービス名称の変更）
「Internet Ｓａｇｉ Ｗａｌｌ for マルチデバイス」は、2025年6月26日より「みやブル」に名称変更されました。